

令和2年10月

115

- ◆ カボチャ抑制栽培の導入 ～冬至を地場産の南瓜で～
- ◆ 都内初！ JGAP団体認証の取得を支援
 - ◆ 東京都エコ農産物の生産支援 ～安全・安心な農産物の生産拡大～
 - ◆ 瑞穂町のシクラメン振興対策 ～展示・SNSによる情報発信で販売促進～
 - ◆ 「東京しゃも」の地理的表示(GI)登録
 - ◆ 東京農業アカデミーがスタートしました！ ～担い手の確保・育成をトータルサポート～
 - ◆ 一口メモ：種類豊富な三鷹産キウイフルーツ
 - ◆ 一口メモ：町田市に新たな農業施設がオープン
 - ◆ お知らせ



カボチャ抑制栽培の導入

～冬至を地場産の南瓜で～

冬至は二十四節気の一つで、「ん」のつく食物を食べると縁起が良いと言われています。南瓜（なんきん、カボチャ）もその一つですが、夏期が収穫期であるカボチャを冬まで保存するのは難しく、消費者の需要が高まる冬至の販売機会を逃しています。普及センターでは昨年、冬至向けに販売できるよう抑制栽培のカボチャを試作しましたので報告します。

栽培の取組

品種は「えびす」「ほっこりえびす」を使用しました。播種は、2019年8月14日に前作で使用したマルチを使用し、株間30cmで露地に直播きました。害虫防除のため白寒冷紗でトンネルし、その上に白黒ダブルマルチを掛けて簡易的に遮光しました（写真1）。



写真1 簡易的な遮光

つるの仕立てと摘果は、親づる1本仕立て1果採りを目標としました。生育初期は、つるの摘除や摘果の作業ができましたが、9月下旬頃には、子・孫づるの発生が盛んになり、作業が煩雑で放任としました。

10月8日に生育と着果の状況を調査しました（表1）。「えびす」は、「ほっこりえびす」に比べて、樹勢が強く、つるは長く、葉も大きい傾向がありました。着果は、ほとんど自然交配で、親づる1本に対し1～2個着果しました。

表1 生育と着果状況

品種名	つる長 (cm)	節数 (節)	平均節長 (cm)	着果節位 (節)	着果個数 (個)
えびす	477.7	28.0	17.0	18.2	1.3
ほっこりえびす	357.5	24.5	14.6	19.0	1.8

※調査日は2019年10月8日。調査株数は4株。

台風と病害虫対策

昨年は、10月12日に台風19号が東京に最接近し、各地に甚大な被害を与えました。前日に葉、つるの全てを寒冷紗で覆い、寒冷紗の端は土の

中に入れ台風対策をしました。台風後は、風雨で葉のほとんどが枯死しましたが、つるや葉柄に被害はありませんでした。

病害虫は、アブラムシ類に伝播されるウイルス病、うどんこ病の発生が観察され、適宜防除を行いました。

収穫した果実

11月2日に収穫し、果実を調査したところ「えびす」の方がやや大きい傾向でしたが、両品種とも販売に適したものでした（写真2、表2）。



写真2 「えびす(上段)」と「ほっこりえびす(下段)」

表2 果実特性

品種名	果重 (g)	果実径 (cm)	果実高 (cm)
えびす	1201.5	15.5	10.4
ほっこりえびす	1101.0	14.4	10.4

※調査日は2019年11月7日。調査個数は4個。



写真3 断面の様子

肥大が良好な果実は、可食部が多く、果肉色、食味も良好で（写真3）、翌年まで保存できました。

本格栽培に向けて

気温が低下する時期に果実を肥大させるため、播種がこれ以上遅くなると成熟しない可能性があります。また、着果期は台風が襲来する時期のため、防風対策が必要です。さらに、株に複数着果させると、株元から遠い節に着果した果実は腐敗や未成熟で収穫できなくなるため、1株に対し1果に摘果しましょう。

冬至向けの抑制栽培カボチャは、直売所等の販売促進になると考えられます。普及センターでは、今後も新造型・新品目の生産拡大に向けて活動を進めていきます。

中央農業改良
普及センター

都内初！ JGAP団体認証の取得を支援

東京都では、持続可能な農業生産と地産地消の推進、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への食材提供を目的として、GAP（ギャップ：農業生産工程管理）の認証取得に向けた農業者の取組を支援しています。今回は、都内で初めてJGAP団体認証を取得した農業者団体に対して、普及センターが支援した内容について紹介します。

JGAP認証の取得に向けた支援

都内28戸の農業者がJGAP団体認証の取得に取り組みました。この団体の内訳は、清瀬市11戸、練馬区6戸、新島村4戸、府中市2戸、三鷹市、国分寺市、東久留米市、西東京市、八王子市各1戸でした。

2018年12月に、普及センターはこの団体を対象に、JGAPの内容に項目が追加されたASIAGAP認証を取得した農業者の農場で勉強会を開催しました（写真1）。実際の農場を見学したことにより、JGAP認証を取得するにはどのような事に取り組むのか、またどのような書類や手続きが必要になるのか等を具体的にイメージできるようになりました。



写真1 ASIAGAP認証取得農家での勉強会の様子

2019年5月から開始されたJGAP指導員による認証取得に向けた現地指導には普及指導員も必ず同席し、圃場や施設の改善についての提案や、帳票の作成支援等を行いました（写真2）。団体で共通する帳票や掲示物等は団体が作成しました。普及センターでは、農場の整理整頓や

書類の書き方等を必要に応じて支援しました。その結果、2020年1月に団体認証を取得することができました。



写真2 圃場で事故を起こさない方法を検討

GAP認証農産物普及促進事業の活用

GAPの取組には、施設や備品の整備、各種分析の実施等が必要です。そこで、この団体の農業者のうち、東京都GAPも同時に取り組んだ農業者は、東京都の「GAP認証農産物普及促進事業」を利用することができるため、補助事業の活用を推進しました。これにより、出荷調整施設の照明の飛散防止対策や農薬保管庫の整備、井戸水の水質検査等の負担を軽減でき、取組をスムーズに進めることができました。

今後の普及センターの取組

団体でJGAP認証取得に取り組んだことで、農業者同士が地域を超えて情報交換し、協力し合うことができました。また、GAPを導入したことにより、作業場や圃場の整理整頓が進み、作業効率の改善が図られました。さらに、農薬や肥料の在庫を無駄に抱えることが減り、諸経費の削減にも繋がりました。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は2021年に延期となりましたが、食材の供給ができるよう普及センターは今後も自己点検などの支援を行い、農業者がGAPの取組を通して、持続可能な農業の実現に向けて活動できるよう支援していきます。

南多摩農業改良
普及センター

東京都エコ農産物の生産支援

～安全・安心な農産物の生産拡大～

東京都エコ農産物認証制度は、都が定めた技術を用いて、化学合成農薬・肥料を削減して作られる農産物を都が認証することで、安全・安心な農産物を生産する農業者を支援し、環境負荷の軽減を目指した農業を推進するための制度です。令和2年4月1日現在、都全体で500名、南多摩管内で98名が認証を受けています。普及センターでは様々な取組を通して東京都エコ農産物（以下、エコ農産物）の生産支援を行っており、その一部を紹介します。

有色灯を利用した化学合成農薬の削減

チョウ目害虫の食害軽減のため、平成29年にピーマン栽培において緑色LEDを、令和元年にスイートコーン栽培で黄色ナトリウムランプを利用した展示ほを設置し、その効果を検証しました。

両展示ほとも、果実の食害果率は照射区で低くなりました（図、表1）。また化学合成農薬使用回数は、ピーマン栽培では4回（都の慣行使用基準13回）、スイートコーン栽培では2回（同4回）となり、化学合成農薬・化学肥料を50%以上削減したため、東京エコ50の基準を達成することができました。

追加経費は、10aあたり緑色LEDは導入価格約7万円（耐用年数10年）、電気代約200円/月、黄色ナトリウムランプは導入価格約6万円（耐用年数8年）、電気代約2,160円/月となりました。

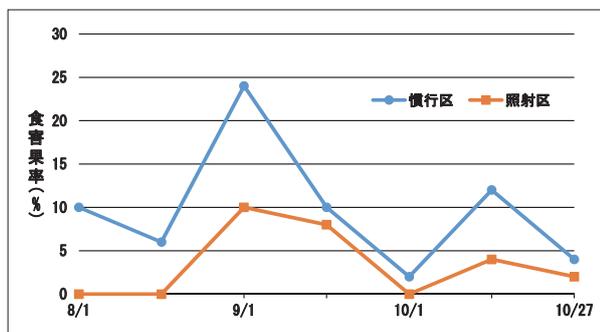


図 緑色LED照射時におけるピーマン幼果のオオタバコガ食害果率の推移
※定植日：令和元年4月20日 各区50株調査

表1 黄色ナトリウムランプ照射時におけるスイートコーンのアワノメイガ食害果率

処理区	慣行区	照射区
食害果率	18%	11%

※定植日：令和元年5月18日
※調査日：令和元年7月24日（収穫期）
各区100株調査

硝酸態窒素測定による化学肥料の削減

普及センターでは、毎年2回土壌診断を実施し、pH、EC、加里、苦土、石灰、リン酸の6項目を分析しています。平成28年冬期からは、硝酸態窒素を新たな項目として追加しました。硝酸態窒素は窒素肥料の多量施用により過剰になりやすく、ECからある程度の推測が可能ですが例外もあります。そのため、ECが0.3以上の土壌については、硝酸態窒素を測定し、結果に基づき施肥指導を行いました。その結果、特に施設圃場において硝酸態窒素の過剰圃場の割合が減少しました（表2）。なお、硝酸態窒素20（mg/100g乾土）以上を過剰圃場としました。

表2 施設圃場における硝酸態窒素過剰圃場の割合

	平成29年	令和元年
硝酸態窒素過剰圃場の割合	50.0%	12.5%

※分析圃場数 平成29年 81点（うち施設14点）
令和元年 88点（うち施設16点）

エコ農産物の生産拡大に向けて

安全・安心な農産物に対する消費者のニーズは、ますます高まっています。普及センターでは、今後も、収益性・作業負担を考慮したエコ農産物の生産方法を提案し、環境に優しい農業を推進していきます。

西多摩農業改良
普及センター

瑞穂町のシクラメン振興対策

～展示・SNSによる情報発信で販売促進～

瑞穂町のシクラメンは都内で一番の生産量を誇り、色や形の違う様々な品種が生産されています。瑞穂町の認定する「東京みずほブランド」にも選ばれ、「みずほ育ちのシクラメン」として地元住民からも親しまれています。岩蔵街道沿いの瑞穂町長岡地区付近はシクラメン街道と呼ばれ、11～12月には多くの温室でシクラメンが直売されています。



写真2 「みず穂の香」～ファーストラブ～

瑞穂町の取組

瑞穂町では、「東京みずほブランド」のシクラメンの一層の生産振興のため、東京都農林総合研究センター育成の香りシクラメン「はるかミディ」を「みず穂の香～ファーストラブ～」のオリジナルネームで販売しています。また、販売促進用ポスターの制作、拝島駅や耕心館(町の施設)での「みず穂の香」のPR展示のほか、生産者グループによるオリジナルラベルの作成も支援しています。



写真1 「みず穂の香」展示(耕心館)

生産者の取組

生産者グループでは、2019年にFacebookに「瑞穂育ちのシクラメン」を立ち上げ、SNSによる情報発信やブランドイメージを浸透させるタグライン「一家に一鉢。シクラメンと暮らす喜び。」も作成しました。また、JA東京アグリパークやエキュート立川等での展示など、「みず穂の香」PR活動を積極的に行っています。

普及センターの取組

普及センターでは、瑞穂町や生産者のPR活動への支援のほか、生産向上対策の一環として主要害虫のアザミウマ類対策に取り組みました。2018年にアザミウマ類の発生状況調査を開始したところ、アザミウマ類が媒介するシクラメンえそ斑紋病(INSV)が確認されたため、2019年に防除方法を検討しました。その結果、防虫ネット(1mm目合い)を展張することでハウス内のアザミウマ類数が減少するほか、黄色粘着板での捕虫数のモニタリングによる早期防除が効果的であることが分かりました。さらに販売時期までアザミウマ類の発生が継続すること等の情報を生産者に周知し、防除の徹底を呼び掛けました。

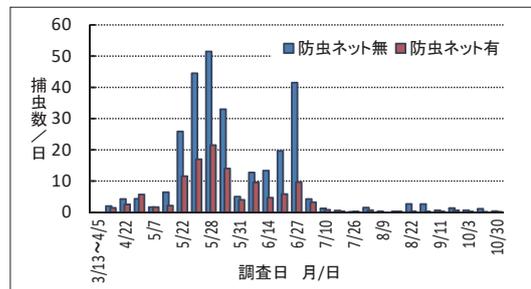


図 アザミウマ類の日平均捕虫数 ※黄色粘着板による

今後の取組について

普及センターでは、今後も生産者や関係機関と協力し、病虫害防除の徹底を指導するとともに、PR活動を支援していきます。さらに「みず穂の香」の栽培を通じて見えてきた施肥に関する課題についても検討、改善していきます。

農業振興事務所
振興課
技術総合調整担当

「東京しゃも」の 地理的表示(GI)登録

令和元年5月、「東京しゃも」が都内で初めて地理的表示(GI)保護制度に登録されました。これは、東京しゃも生産組合(以下、生産組合)が農林水産省の登録を受けることにより、「東京しゃも」の名称が知的財産として保護されるというものです。これにより、本制度に登録された生産地や品質等の基準を満たした「東京しゃも」のみが、地理的表示を使用できるようになりました。

地理的表示(GI)保護制度とは

地理的表示(GI)保護制度とは、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(地理的表示法)」に基づき平成27年に開始した制度です。地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品のうち、品質等の特性が産地と結び付いている製品について、その名称(地理的表示)を知的財産として国に登録できます。

産地名などを含んだ特産物の名称が地域ブランドとして登録されることにより、模倣品の排除等により生産者の利益が守られるほか、消費者は購入する際に品質の保証が得られるという利点があります。

「東京しゃも」とは

「東京しゃも」は、昭和40年代以降、鶏肉が生産効率の良いブロイラーばかりになった中、「昔ながらのおいしい鶏肉を食べたい」という消費者の声に応え、昭和57年に東京都畜産試験場(現東京都農林総合研究センター)において開発されました。軍鶏(しゃも)の血を75%引継ぎ、一般的なブロイラーと比較して、肉は歯ごたえがあり、味わい深く、日本の伝統的な料理に向いているのが特徴です。

現在、都内4戸(あきる野市2戸、青梅市1戸、立川市1戸)の生産者が、「東京しゃも」を生産しています。



写真 東京しゃも



図 東京しゃものGIマーク

「東京しゃも」のブランド戦略

生産組合では、今後のブランド戦略の一環として、GI登録による生産物の保護及び品質の維持が不可欠であると考え、関係機関や専門家を交えた検討を重ね、申請を行ってきました。

GI登録により、生産工程管理業務やその記録、年一回以上の実績報告や品質管理体制のチェックなど新たな業務も生じますが、「東京しゃも」の認知度向上や取引先の増加に一定の効果がありました。

今後も関係機関一丸となって「東京しゃも」の安定生産とブランド力強化を支援していきます。

農林水産部
農業振興課
企画調整担当

東京農業アカデミーが スタートしました！

～担い手の確保・育成をトータルサポート～

東京農業アカデミーとは、東京農業の担い手を確保・育成することを目的とした、都内への就農希望者を含む都内の農業者の全てを対象とした総合的な育成プログラムのことです。

この中では、これまでの各種研修や関係事業を整理・統合したほか、新規事業を立ち上げ、就農検討期～就農準備期～就農初期～経営発展期、といった各ステージに応じた支援メニューを用意しています。

就農希望者への支援

就農前（就農検討期及び就農準備期）の支援は、主に公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下、「財団」という。）が担っています。総合相談窓口としては、研修等に強みのある財団、農地確保等に強みのある一般社団法人東京都農業会議の2団体が応じています。就農を検討されている方はお気軽にご相談ください。

また、令和2年度からスタートした東京農業アカデミー八王子研修農場では、第1期生として農外からの新規参入者5名を受け入れて2年間の研修を開始しました。第2期生の募集は、令和2年秋頃の開始を予定していますので、詳しくは財団のホームページ等をご確認ください。

農業者への支援

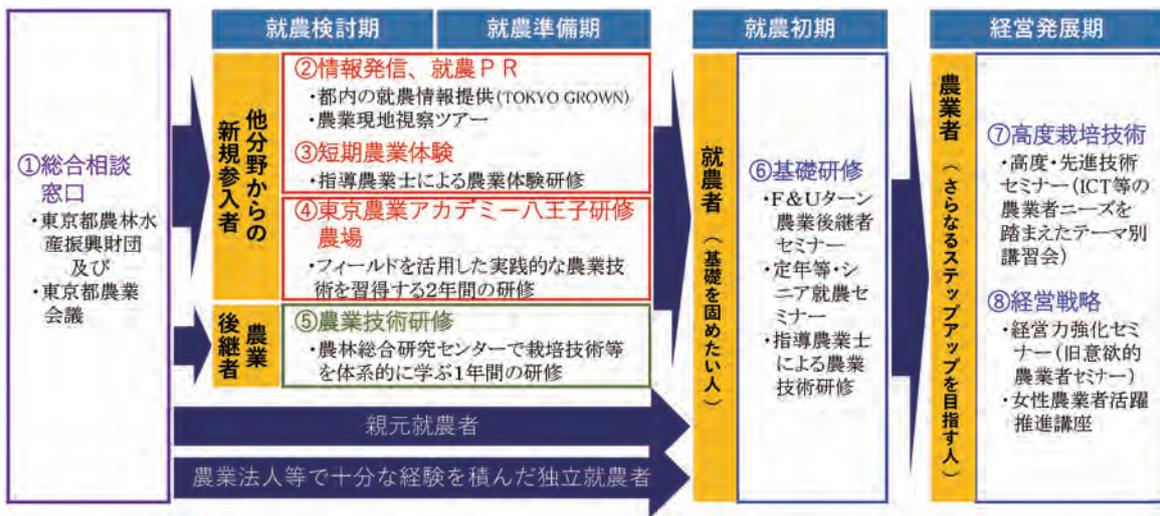
就農後（就農初期及び経営発展期）の支援は、農業改良普及センターを含む農業振興事務所が中心となって、JA等と連携しながら担っています。従来からのF&Uターン農業後継者セミナーや経営力強化セミナーについても、受講者がより実践的な知識や技術等を習得できるように実施方法などを見直しました。

また、スマート農業に代表される近年の著しい農業技術の発展をふまえて、東京都農林総合研究センター（以下、「農総研」という。）と連携して、高度栽培技術に関するテーマ別講習会も令和2年度から「高度・先進技術セミナー」として新たに実施していきます。

担い手へのサポート

東京都では、担い手の確保・育成を重要な課題と捉えています。そのため、令和元年度には新規就農者定着支援事業を立ち上げ、農業機械、作業場、ビニールハウス、東京フューチャーアグリシステム（農総研が開発したICT技術等を活用した施設栽培）などの導入を支援しています。今まで以上に、就農希望者や農業者が各々の意欲に応じた技術習得等に取り組めるように、関係機関と協力しながら全力でサポートしていきます。

図 東京農業アカデミー事業の体系図



一口メモ

種類豊富な三鷹産キウイフルーツ

三鷹市はキウイフルーツの生産が盛んで、市内で最も収穫量の多い果樹品目です。一般に馴染みのある果肉が緑色の品種に加え、果肉が黄色い品種、果肉に赤色がさす品種の3種類が栽培されています。各品種によって旬の時期が異なり、甘味が強い赤色の品種は10月上旬から中旬、東京ならではの品種「東京ゴールド」などの黄色の品種は10月中旬から下旬、緑色の品種は11月上旬から中旬に収穫、販売が始まります。生産者は、遅霜や台風といった気象災害、病害虫に注意しつつ、摘蕾や摘果など細かな管理を行い、高品質な果実を生産しています。また、果実の加工も行われており、果実を用いた三鷹市産キウイフルーツのジャムやワインが販売されています。



キウイワイン(左)、黄色の品種(右上：東京ゴールド)、赤色の品種(右下)

一口メモ

町田市に新たな農業施設がオープン

令和2年6月、市の事業によって整備された「町田薬師池公園四季彩の杜西園」内に、農産物直売所、カフェ・レストランがオープンしました。農産物直売所には31名の市内生産者が出荷登録をしており、市内の飲食店業者が指定管理者となり、「買い取り方式」を主体とした販売を始めています。

直売所では、出荷登録者の農畜産物の他、市内で製造されている牛乳やヨーグルト等加工品を販売しています。また、併設されているカフェ・レストランでは、市内酪農家の生乳を原料としたソフトクリームも販売しています。

他にも、園内には体験農園や果樹の摘み取り園も整備されており、町田市農業のPRに寄与しています。

今後、普及センターでは市と連携を図りながら、本施設に関わる農業者を支援していきます。



出荷された町田産の野菜

お知らせ

◎農業振興事務所のホームページがリニューアルしました！QRコードはこちら。

URL : <https://www.agri.metro.tokyo.lg.jp/>



●表紙写真：たわわに実るキウイフルーツ（三鷹市）

◆お問い合わせは下記まで・・・

農業振興事務所中央農業改良普及センター

☎042-465-9882

農業振興事務所中央農業改良普及センター東部分室

☎03-3678-5905

農業振興事務所中央農業改良普及センター西部分室

☎03-3311-9950

農業振興事務所西多摩農業改良普及センター

☎0428-31-2374

農業振興事務所南多摩農業改良普及センター

☎042-674-5971

農業振興事務所振興課

☎042-548-5053

とうきょう普及インフォメーション115

印刷物規格表第1類
登録番号(31)9

令和2年10月1日発行

編集・発行 東京都農業振興事務所振興課

立川市錦町3-12-11

☎ 042-548-5053

FAX 042-548-4871

印刷 社会福祉法人 東京ココニー

☎ 042-394-1113



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。